

連 結 業 務 報 告 書

第 年度 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

信用農業協同組合連合会名

所在地

年 月 日

殿

信用農業協同組合連合会名
代表理事理事長 氏名
所在地

印

年 月 日から 年 月 日まで当連合会及び子会社等の業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目 次

- 第1 事業概況書
 - 1 事業の概況
 - 2 子会社等の状況
- 第2 連結貸借対照表
- 第3 連結損益計算書
- 第4 連結剰余金計算書
- 第5 連結キャッシュ・フロー計算書
- 第6 連結注記表
- 第7 連結自己資本比率の状況

(記載上の注意)

- 1 連結業務報告書の各様式に記載する金額単位は百万円とし、端数は切り捨てること。ただし、農業協同組合連合会(以下連結業務報告書において「連合会」という。)の経営の状況に応じて千円単位とし、端数は切り捨てることを妨げない。
- 2 連結業務報告書に記載する構成比率等は、少数点第3位以下を切り捨て少数点第2位までを記載すること。
- 3 連合会及び子会社等(農業協同組合法(以下連結業務報告書において「法」という。)第54条の2第2項に規定する子会社等をいう。以下連結業務報告書において同じ。)の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、連結業務報告書に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

第1 事業概況書

第 年度 (年 月 日から) 事業概況書
 (年 月 日まで)

1 事業の概況

(記載上の注意)

連合会及びその子会社等について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況

子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)
子 会 社			
子 法 人 等			
関 連 法 人 等			
合 計			

(記載上の注意)

- 「子会社」とは法第11条の2第2項に規定する子会社を、「子法人等」とは第203条第1号に規定する子法人等であるもの（法第11条の2第2項に規定する子会社を除く。）を、「関連法人等」とは第203条第2号に規定する関連法人等であるものをいう。以下連結業務報告書において同じ。
- 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

第2 連結貸借対照表

第 年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金		貯金	
預け金		譲渡性貯金	
コールローン及び買入手形		売現先勘定	
買現先勘定		債券貸借取引受入担保金	
債券貸借取引支払保証金		借入金	
買入金銭債権		外国為替	
金銭の信託		代理業務勘定	
商品有価証券		その他負債	
有価証券		諸引当金	
貸出金		退職給付に係る負債	
外国為替		繰延税金負債	
その他資産		再評価に係る繰延税金負債	
有形固定資産		債務保証	
建物		負債の部合計	
土地		(純資産の部)	
リース資産		出資金	
建設仮勘定		資本剰余金	
その他の有形固定資産		利益剰余金	
無形固定資産		処分未済持分	
ソフトウェア		子会社の所有する親連合会出資金	
のれん		会 員 資 本 合 計	
リース資産		その他有価証券評価差額金	
			△
			△

その他の無形固定資産 外部出資 退職給付に係る資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 債務保証見返 貸倒引当金 外部出資等損失引当金	△ △	繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 退職給付に係る調整累計額 評価・換算差額等合計 非支配株主持分 純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分化し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第3 連結損益計算書

第 年度 (年 月 日から) 連結損益計算書
(年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		×××
資金運用収益	×××	
貸出金利息	×××	
預け金利息	×××	
有価証券利息配当金	×××	
コールローン等利息	×××	
買現先利息	×××	
債券貸借取引受入利息	×××	
その他受入利息	×××	
(うち受取奨励金)	(×××)	
(うち特別配当金)	(×××)	
役務取引等収益	×××	
その他事業収益	×××	
その他経常収益	×××	
経常費用		×××
資金調達費用	×××	
貯金利息	×××	
譲渡性貯金利息	×××	
借入金利息	×××	
売現先利息	×××	
債券貸借取引支払利息	×××	
その他支払利息	×××	
(うち支払奨励金)	(×××)	
役務取引等費用	×××	
その他事業費用	×××	
経費	×××	
その他経常費用	×××	
(うち貸倒引当金繰入額)	(×××)	
経常利益(又は経常損失)		×××
特別利益		×××
固定資産処分益	×××	
負ののれん発生益	×××	
その他の特別利益	×××	
特別損失		×××
固定資産処分損	×××	

減損損失	×××	
その他の特別損失	×××	
税金等調整前当期利益(又は税金等調整前当期損失)		×××
法人税、住民税及び事業税		×××
法人税等調整額		×××
法人税等合計		×××
当期利益(又は当期損失)		×××
非支配株主に帰属する当期利益(又は非支配株主に帰属する当期損失)		×××
当期剰余金(又は当期損失金)		×××

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

第4 連結剰余金計算書

第 年度 (年 月 日から) 連結剰余金計算書
(年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
1 資本剰余金期首残高	
2 資本剰余金増加高	
・ ・ ・	
3 資本剰余金減少高	
・ ・ ・	
4 資本剰余金期末残高	
(利益剰余金の部)	
1 利益剰余金期首残高	
2 利益剰余金増加高	
当期剰余金	
・ ・ ・	
3 利益剰余金減少高	
配当金	
・ ・ ・	
4 利益剰余金期末残高	

(記載上の注意)

法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第5 連結キャッシュ・フロー計算書

第 年度 (年 月 日から) 連結キャッシュ・フロー計算書
(年 月 日まで)

[直接法により表示する場合]

(単位：百万円)

科 目	金 額
-----	-----

1	事業活動によるキャッシュ・フロー	
	貸出金回収による収入	
	預け金払出による収入	
	貯金払出による支出	
	貸出金利息収入	
	貯金利息支出	
	事業経費支出	
	事業分量配当金の支払額	
	・・・・・・・・・・・・・・・・	
	小 計	
	法人税等の支払額	
	事業活動によるキャッシュ・フロー	
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の取得による支出	
	有価証券の売却による収入	
	固定資産の取得による支出	
	固定資産の売却による収入	
	外部出資による支出	
	・・・・・・・・・・・・・・・・	
	投資活動によるキャッシュ・フロー	
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	出資の増額による収入	
	出資配当金の支払額	
	非支配株主への配当金の支払額	
	・・・・・・・・・・・・・・・・	
	財務活動によるキャッシュ・フロー	
4	現金及び現金同等物に係る換算差額	
5	現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
6	現金及び現金同等物の期首残高	
7	現金及び現金同等物の期末残高	

[間接法により表示する場合]

(単位：百万円)

科 目	金 額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	

税金等調整前当期利益（又は税金等調整前当期損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減額（△は減少）	
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益（△は益）	
貸出金の純増（△）減	
預け金の純増（△）減	
貯金の純増減（△）	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
事業分量配当金の支払額	
・・・・・・・・・・・・・・・・	
小 計	
法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
固定資産の取得による支出	
固定資産の売却による収入	
外部出資による支出	
・・・・・・・・・・・・・・・・	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
出資配当金の支払額	
非支配株主への配当金の支払額	
・・・・・・・・・・・・・・・・	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	

6 現金及び現金同等物の期首残高	
7 現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要なものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

第6 連結注記表

(記載上の注意)

以下の事項につき、一覧できるよう記載すること。

項 目	注 記 事 項
連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記	<p>連合会及びその子会社等について連結して作成する連結計算書類に関する下記の事項を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 連結の範囲に関する事項 (2) 持分法の適用に関する事項 (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 (4) のれんの償却方法及び償却期間 (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
継続組合の前提に関する注記	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4章第3節第5款（第127条第1項第9号及び第128条第1号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 2 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」については、子会社等が採用した会計方針のうち連合会と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	
会計方針の変更に関する注記	
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りの変更に関する注記	
誤謬の訂正に関する注記	
連結貸借対照表に関する注記	
連結損益計算書に関する注記	
金融商品に関する注記	
有価証券に関する注記	
退職給付に関する注記	
税効果会計に関する注記	
賃貸等不動産に関する注記	
合併に関する注記	
重要な後発事象に関する注記	
その他の注記	

第7 連結自己資本比率の状況

第 年度（ 年 月 日現在）連結自己資本比率の状況

(単位：百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
		経過措置による不 算入額		経過措置による不 算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入される評価・換算差額等				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）				
自己資本				
自己資本の額（(イ) - (ロ)）（ハ）				

リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額（二）				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（(ハ) / (二)）		%		%

(記載上の注意)

- 1 この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 遡及適用又は誤謬の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

